

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第48号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市自立支援給付費の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市自立支援給付費の支給等に関する規則(平成18年大和市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

第4条第1項中「申請を」を「当該申請を」に、同条第2項中「不支給の決定」の次に「をし、」を加え、「申請者」を「、当該申請者」に改める。

第4条の2第1項中「利用者負担上限月額管理事務依頼(変更)届出書」を「利用者負担上限月額管理事務依頼(変更)届出書」に、「上限月額管理事業所」を「上限額管理事業所」に改め、同条第2項中「記載し、」の次に「当該」を加える。

第6条第1項中「又は、」を「、」に改める。

第11条中「行う」を「通知する」に改める。

第16条第4項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第18条第3項中「より」の次に「当該」を加え、同条第4項中「より前項の」を「より当該」に改め、同条第5項の表中欄中「第29条第3項の厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号の主務大臣」に改め、同表右欄中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第6項中「市長は、」の次に「計画相談支援対象障がい者等が」を加え、「満たさないと」を「満たさないことを」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

第19条第2項、第20条第2項及び第21条第2項中「申請を」を「当該申請を」に改める。

第22条第2項中「申請をした」を「当該申請をした」に改める。

(大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則(平成24年大和市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

第3条第2項中「第24条第2号又は第3号」を「第24条第2号から第6号まで」に改める。

第4条第2項中「却下決定通知書により」の次に「、当該」を加える。

第6条中「又は」を「、又は」に改める。

第7条第1項中「、同一の月に受けた基準該当通所支援に要した費用の領収書（第17条第7項に規定するものをいう。）」を「当該特例障害児通所給付費の額を証する書類」に改め、同条第2項中「第24条第1項第2号から第3号」を「第24条第2号から第6号」に改める。

第8条第3項中「第21条の5の4第2項第1号又は第2号」を「第21条の5の4第3項」に改める。

第12条中「第21条の5の9」を「第21条の5の9第1項」に、「行う」を「通知する」に改める。

第13条第4項中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第5項中「第25条の26の4に規定する支給要件を満たさなくなったと認めた場合には」を「第25条の26の4第1項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合は」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

第16条第4項中「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に改め、同条第8項の表中欄中「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に改め、同表右欄中「厚生労働省令」を「法第24条の31第2項の内閣府令」に改め、「人員及び」を削り、「指定障害児相談支援事業」を「指定障害児相談支援」に改める。

第18条第2項中「申請を」を「当該申請を」に改める。

第20条の見出しを「（審査及び支払に関する事務の委託）」に改める。

（大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部改正）

第3条 大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規則は」の次に「、日常生活を営むのに支障がある障がい者又は障がい児の福祉増進に資することを目的として」を加え、「定め、日常生活を営むのに支障がある障がい者又は障がい児の福祉増進に資することを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条第1項中「市長は、」の次に「前条の」を加え、「掲げる事業」を「定める事業」に改める。

第3条第1項第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「もの）」を「ものに限る。）」に改める。

第4条中「（」の次に「当該住宅が」を加え、「必要とする」を「得たものに限る」に改める。

第7条第1項及び第2項中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第18条の見出しを「（委任）」に改める。

（大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部改正）

第4条 大和市移動支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第2項及び第6条第2項中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第7条第2項中「行うときは、」を「行ったときは、当該」に改める。

（大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部改正）

第5条 大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「。以下同じ」を削る。

第3条第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第2項及び第6条第2項中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第7条第2項中「行うときは、」を「行ったときは、当該」に改める。

第13条中「支援、指導できる」を「支援し、又は指導することができる」に改める。

（大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部改正）

第6条 大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「を受理した」を「があった」に改め、「より、」の次に「当該」を加え、同条第2項中「申請者」を「当該受給者」に改める。

第6条第2項中「より、」の次に「当該」を加える。

第8条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第12条第4項中「、重度身体障がい者訪問入浴サービス事業者登録変更届出書」を「重度身体障がい者訪問入浴サービス事業者登録変更届出書」に、「、重度身体障がい者訪問入浴サービス事業者廃止・休止・再開届出書」を「重度身体障がい者訪問入浴サービス事業者廃止・休止・再開届出書」に改める。

第14条第1項中「並びに」を「、」に改める。

第15条第2項中「より、」の次に「当該」を加える。

第18条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。